

災害時情報共有システムについて

厚生労働省では、令和3年9月より、介護サービス事業所等の被災状況を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、災害発生時における被災状況等を把握するシステム（「災害時情報共有システム」という。）の運用を開始しております。

川口市においても、昨年度より、被災状況の報告について、災害時情報共有システムへの入力へと切り替えを行いました。また、令和9年度に、すべての介護サービス事業所等を対象とする、平時において災害を想定した訓練を実施いたしますので、ご協力の程お願いいたします。

【災害発生時 被災状況報告について】

- ・ I Dが付与されている事業所
「災害時情報共有システム」に被害状況を報告
- ・ I Dが付与されていない事業所
従前どおり、「被災状況整理表」に被害状況を記載し、介護保険課 事業者係へ報告

【災害時情報共有システムの利用にあたり必要なログイン I D】

サービス種別	被害報告機能へのログイン I D
介護保険施設（（地域密着型）特定施設を除く）	介護保険事業所番号
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	被災確認対象事業所番号 ※令和5年10月通知済み

【参考】

災害情報（川口市ホームページ）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushounneikanren/35491.html>

令和4年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（厚生労働省）p.22、25-40

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001067326.pdf>